

令和 8 年 第 6 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録			
開 催 年 月 日	令和8年6月25日 (木)		
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後2時02分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲 山 久 夫	出	11	鳥 塚 正 実	出
2	小 和 瀬 守	出	12	丸 橋 高 記	出
3	吉 田 滋	出		大 久 保 知 明	出
4	福 島 隆 志	出		柴 崎 徹	出
5	井 伊 誠	出		奈 良 和 正	出
6	坂 本 建 治	出		齋 藤 薫	出
7	加 藤 憲 治	出		吉 川 隆	出
8	栗 原 功	出		保 坂 昭	出
9	吉 田 一 行	出		新 井 一 弘	出
10	新 井 徹	出		中 島 信 一	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 菅谷順吾
書 記 権田貴大
書 記 堀口菜緒

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) 本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和8年第6回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和8年第6回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第60号から議案第63号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
議長	日程第4、議案第64号、農用地利用集積等促進計画の案について。 議事日程は、以上となります。 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、丸橋高記委員と稲山久夫委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第59号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第59号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 本申請は、譲渡人が当該地域に居住していないことから、数年前より申請地においてみかんの栽培、管理をしており、この度、正式に譲渡の話があり、譲受人の自宅及び所有のみかん園からも近隣であることから、譲り受けることにしたため、申請に至りました。 なお、申請地では引き続きみかんを栽培していく予定で、みかん園の繁忙期には経験のある従兄弟などの協力により、延人数150人ほどの支援体制を確保できるとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号、全部効率利用、第4号、農作業常時従事、第6号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。
議長	説明は、以上です。 この件について、地元の委員のご意見をお願いいたします。
吉田委員	吉田委員。 議案第59号について、ご報告申し上げます。 譲渡人については、町外に居住しており、農業にも携わっていない状況となります。 お互いの先代達が、すでに協議を行っており、今回の手続きに至ったとのことでした。 今日までも、農地の作付けや管理等を譲受人が行っており、問題はないと考えますので、

	ご審議をお願いいたします。 ほかにご意見はございませんか。 新井委員。
新井委員	面積が 2,000 m²を超えていますが、3 条許可においては、許可県者は変わらず、町の許可となっているのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	農地法第 3 条許可については、面積に関わらず、町が許可権者となっております。
議長	ほかにご意見はございますでしょうか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 59 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 59 号は原案のとおり、決定いたします。 (委員から、「なし」の声) 続きまして、日程第 3、議案第 60 号から議案第 63 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を議題といたします。
事務局	それでは、議案第 60 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 60 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 譲受人は、現在、県内他市のアパートに家族で居住しております。 このたび、子どもの成長に伴い住居が手狭となったことや、独立して美容室及びトリミングサロンを開業する計画があることから、店舗併用住宅の建築を計画したところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元の委員のご意見をお願いいたします。 新井委員。
新井委員	議案第 60 号について、ご報告いたします。 6 月 21 日の午前中に、現地確認を行い、申請者を事情を伺いました。 耕作の余裕がなく、手放したいと検討していたところ、買い手が付いたため、売買したいとのことでした。 申請地についても、道路から奥に進むにつれて、低くなっている様子も見受けられましたが、特段の問題はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございますでしょうか。

議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 60 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 60 号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に議案第 61 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 61 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 譲受人は、県内他市に住所を置き、主に建築、不動産業を営む法人ですが、申請地周辺の環境から、個人住宅の需要を見込み、候補地の検討を行っていたところ、申請地を、譲り受けられることとなり、1 区画の造成を行うため、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
事務局	この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。
新井委員	新井委員。 議案第 61 号について、ご報告いたします。 6 月 21 日に現地確認を行い、譲渡人に事情を伺いました。 先ほどの議案第 60 号と同様、耕作する余裕がないため、手放すことにしたとのことでした。 申請地についても、特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございますでしょうか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 61 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 61 号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に議案第 62 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 62 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 譲受人は、県内他市の社宅に家族で居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅の建築を計画していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。

議長	この件について、地元の委員さんは、ご意見を願います。
鳥塚委員	鳥塚委員。 議案第 62 号について、地元農業委員から意見申述いたします。 6 月 19 日の金曜日に、齋藤推進委員と現地調査を行いました。 申請農地は、第 3 種農地で原則許可となることや、周辺も住宅が建ち並び、市街化の傾向があることから、特段の影響はないものと考えます。
議長	ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 62 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 62 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 63 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 63 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 譲受人は、町内に所在し、不動産業を営む法人です。申請者は、案内図にございます〇〇番及び〇〇番に所在する戸建て住宅を取得し、管理しております。 このたび、当該戸建て住宅の取得に伴い調査した結果、当該 2 筆が道路に接していないことが判明したため、本議案の譲受人に相談したところ、進入路として必要な土地を譲り受けることが可能となったため、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題は無いものと考えます。 説明は、以上です。
事務局	この件について、地元の委員さんは、ご意見を願います。
栗原委員	栗原委員。 22 日の月曜日に、坂本委員と吉川推進委員の 3 名で現地調査を行い、譲渡人に事情を伺いました。 申請地と隣接した宅地が空き家になったため、譲受人が購入したとのことですが、進入路の幅員も狭く、申請地を、正式に進入路に利用したいとのことで、申請に至ったようです。 特段の問題はないと考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 63 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 63 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 64 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。

事務局	それでは、議案第 64 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 64 号につきまして、御説明申し上げます。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 今回の計画は、全 12 筆で合計面積 15,263 ㎡です。 農地は、田が 5 筆、畑が 7 筆となります。 番号 6、7 につきましては、利用権設定の終期に伴う更新となります。 そのほかは、新規の設定となります。 番号 8 から 12 の借受人は、主に〇〇市と寄居町でネギ、ブロッコリー、ナスなどを栽培している農地所有適格法人で、経営規模の拡大のため、権利取得後はネギの栽培を行う予定とのことです。 説明は、以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 64 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 64 号は原案のとおり決定いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、何かありますか。 (委員から、「なし」の声)
議長 事務局長	事務局から、何かありますか。 事務局から次回総会のご連絡を申し上げます。 次回の総会ですが、7 月 27 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 繰り返します。 7 月 27 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしくをお願いいたします。
議長	それでは、特に無いようですので、令和 8 年第 6 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

丸橋 高記 委員

稲山 久夫 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和8年6月25日

議 長

坂 本 建 治

委 員

稲 山 久 夫

委 員

丸 橋 高 記